



最高裁秘書第3081号

平成29年7月7日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

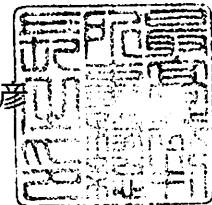
諮問番号 平成29年度（最情） 諮問第42号

（担当） 秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330 （直通）

平成29年7月4日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年7月4日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、「受験番号は個人識別情報とはいえないし、面接時間、出頭場所及び面接場所が行政機関情報公開法（以下「法」という。）第5条第6号に該当するか不明である」旨、及び「開示した文書以外にも申出に係る文書が存在する」旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

69期の判事補志望者に対して実施した、最高裁判所の面接選考に関する文書（実施日時、実施場所、実施方法、面接担当者の肩書及び氏名等が書いてある文書をいうものの、これに限られない。）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成29年6月12日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 第69期の判事補任官志望者に対する面接選考の受験番号については、司法修習生考試の受験番号と同一であり、同考試を同一試験会場で受験した者からは、容易に個人が識別できる情報（法第5条第1号）に相当する。出頭場所及び面接場所については、最高裁判所の庁舎は、全体として高度なセキュリティの確保が要請されており、一般の来庁者の出入りが想定されていない庁舎の部屋の配置等を公にすることにより、警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号、平成28年度（最情）答申第48号に同旨）。面接時間については、各志望者の面接時間を明らかにすることにより、今後的人事管理に係る事務に關し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある（法第5条第6号ニ）。

なお、開示した文書以外の申出に係る文書は廃棄済みである。

イ よって、本件申出に係る文書を一部不開示とした原判断は相当である。